

職場意識改善計画

平成20年11月 5日

取組事項	具体的な取組内容
1 実施体制の整備のための措置	
労働時間等設定改善委員会の設置等 労使の話し合いの機会の整備	<p>(1年度目) 事業場内の話し合いの機会を整備するため「職場意識改善会議」を定期的実施するための規程を設け、開催時期や参加者などを定める。</p> <p>(2年度目) 規程に基づき「職場意識改善会議」を定期的開催し、事業主と従業員の意見交換を実施する。</p>
労働時間等に関する個々の苦情、 意見及び要望を受け付けるための 担当者の選任	<p>(1年度目) 事業場内における職場意識を改善するため、従業員各人からの労働時間等の個別の意見、苦情及び要望を受け付けるための担当者を選任し、職場内の労働状況の改善を進めるための受付体制を整備する。</p> <p>(2年度目) 従業員からの意見、苦情及び要望を受け付ける担当者の従業員への周知を図るとともに、申し出やすくするために専用の様式を整備する。またこれらの要望を踏まえ、職場意識の改善を進めるための責任者を配置し、従業員に周知を図る。</p>
2 職場意識改善のための措置	
労働者に対する職場意識改善計画の 周知	<p>(1年度目) 職場内の従業員に対して、職場意識改善計画の周知を図るため、従業員の見やすい場所に掲示することにより周知を図る。</p> <p>(2年度目) 従業員への周知として、申し出のあった意見、苦情及び要望についてのことや、他での取り組み事例などを記載した文書を作成し、従業員の見やすいところに掲示し一層の周知を図る。</p>
職場意識改善のための研修の実施	<p>(1年度目) 職場意識改善の必要性や意義について、管理者等に対して周知を図るため、職場意識改善のための研修会を最低1回開催し、まず管理者の意識改善を図る。</p> <p>(2年度目) 前年度の研修結果を踏まえ、外部講師を招き研修会を最低1回開催することにより、管理職の更なる意識改善を図る。</p>

職場意識改善計画

平成20年11月 5日

取組事項	具体的な取組内容
3 労働時間等の設定の改善のための措置	
年次有給休暇の取得促進のための措置	<p>(1年度目) 年次有給休暇の取得を促進するため、就業規則に定めのある年次有給休暇の計画的付与制度を実施する。</p> <p>(2年度目) 年次有給休暇の計画的付与制度に関し従業員への周知を徹底し、個人別の年次有給休暇取計画表を作成し、取得促進の徹底を図る。</p>
所定外労働削減のための措置	<p>(1年度目) 所定外労働を削減する具体的な取組としてノー残業デーを1ヶ月に1回実施し、従業員の見やすい所へ制度についての掲示をし、全従業員に周知・徹底することにより所定外労働の削減を図る。</p> <p>(2年度目) 所定外労働を前提とした業務処理体制からこれを前提としない業務体制へと改善する。計画的に効率よくメリハリをつけて仕事を進め、安易な残業をしないよう管理者を含め意識改革する。</p>
労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間の設定	
労働時間等設定改善指針の2の(2)に定められた、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与等の措置	<p>(1年度目) 地域活動・ボランティアに参加する従業員に配慮した働き方について、労働者の要望等を聞きながらその方策について検討する。</p> <p>(2年度目) 従業員が地域活動・ボランティアに従事することができるボランティア休暇(時間単位での取得も可)を導入する。</p>
ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用による多様な就労を可能とする措置	